

改正

平成 24 年条例第 2 号

平成 26 年条例第 7 号

(注)平成 22 年 1 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、菊池市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて菊池市の基本構想及びこれに即する基本計画に関する重要事項について、調査、審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱した委員 25 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が適当と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、市長の諮問に係る総合計画の策定が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、政策企画部企画振興課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 最初に招集される審議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成 24 年条例第 2 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(菊池市総合計画策定審議会条例の一部改正)

5 菊池市総合計画策定審議会条例(平成 17 年条例第 205 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画部」を「総務企画部」に改める。

附 則 (平成 26 年条例第 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(菊池市総合計画策定審議会条例の一部改正)

5 菊池市総合計画策定審議会条例(平成 17 年条例第 205 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務企画部企画振興課」を「政策企画部企画振興課」に改める。